

医政発 0329 第 27 号  
健生発 0329 第 43 号  
感発 0329 第 4 号  
こ 成 母 1 4 4  
令和 6 年 3 月 29 日

各 

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省

医 政 局 長  
健康・生活衛生局長  
感染症対策部長  
( 公 印 省 略 )

こども家庭庁

成 育 局 長  
( 公 印 省 略 )

## 健康管理システム標準仕様書【第 2.0 版】の策定について（周知）

平素より、厚生労働行政及びこども家庭行政の運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

健康管理システム標準仕様書については、「健康管理システム標準仕様書【第 1.1 版】の策定について（周知）」（令和 5 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 29 号、健発 0331 第 13 号、子発 0331 第 11 号厚生労働省医政局長・健康局長・子ども家庭局長通知）において策定を行ったところです。

また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和 3 年法律第 40 号。以下「標準化法」という。）第 5 条第 1 項に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和 5 年 9 月 8 日閣議決定。以下「基本方針」という。）<sup>1</sup>を定め、地方公共団体の基幹業務システムが、令和 7（2025）年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システム（標準化法第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する基準に適合する基幹業務システムをいう。

---

<sup>1</sup> 地方公共団体情報システム標準化基本方針(デジタル庁 HP)

[https://www.digital.go.jp/policies/local\\_governments/](https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/)

以下同じ。)への移行を目指すこととされていましたが、令和5年(2023年)3月末時点での標準化対象事務に係る基幹業務システムを、令和5年(2023年)3月末時点で公表された標準仕様書(令和5年度(2023年度)に初めて公表される場合は、当該公表された標準仕様書)に適合した標準準拠システムに、令和7年度(2025年度)末までに移行することを目指すなどを地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標として掲げたところです。

今般、基本方針を踏まえ、累次の健康管理システム等標準化検討会、健康管理システム標準仕様書【第2.0版】案に係る意見照会等を経て、健康管理システム標準仕様書【第2.0版】を策定しましたので、関係機関への周知徹底をお願いいたします。

## 記

### 1 健康管理システム標準仕様書【第2.0版】について

健康管理システム標準仕様書【第2.0版】は、以下のとおりです。

各地方公共団体におかれましては、標準準拠システムへの移行に係る取組をさらに進めていただきますようお願いいたします。

#### 【別添】健康管理システム標準仕様書【第2.0版】

- (別紙1) 業務フロー
- (別紙2—1) 機能・帳票要件
- (別紙2—2) 管理項目
- (別紙3) 帳票詳細要件
- (別紙4) 帳票レイアウト

### 2 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件等の策定・公表について

標準化法第7条第1項に規定する基準のうち、標準化法第5条第2項第3号イ(電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項)に関する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第4.0版】」及び標準化法第5条第2項第3号ニ(イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準)に関する「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.3版】」については、別途、デジタル庁において策定されることとなっております。

### 3 標準準拠システムへの移行に必要な予算確保、システム調達等について

健康管理システムを利用する地方公共団体におかれましては、住民サービスの向上及び事務の効率化を実現するため、目標時期である令和7(2025)年度までに、

ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、既に策定・公表されている、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第3.0版】」（令和5年9月29日総務省）と併せて各種仕様書等を御確認いただき、予算確保、システム調達等の準備について適切に御対応いただきますようお願いいたします。

#### 4 留意事項

基本方針については、各都道府県において、進捗管理等支援ツールを用いた国や管内市区町村との連絡調整や、助言、情報提供について、主体的かつ主導的な役割を果たすことが期待される旨が記載されております。地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組を進めるに当たっては、都道府県の部局が連携して、各市区町村の取組を丁寧に把握し、助言等いただくことが重要であると認識しておりますので、引き続き、御協力をお願いします。

なお、今後とも根幹となる制度改正等により、各種標準仕様書に追加・変更すべき事項が生じる際等には、健康管理システム標準仕様書を改定することとなりますので、御留意くださいますようお願いいたします。

(参考) 国において策定するその他の仕様書等

- ・ 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第3.1版】
- ・ 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.2版】

※詳細については、これらを作成しているデジタル庁へお問い合わせください。